

事 務 連 絡

平成19年2月15日

担 当 者 各 位

環 境 省 環 境 保 健 部

企 画 課 石 綿 健 康 被 害 対 策 室

石綿健康被害救済制度の概要の送付について

拝啓、石綿による健康被害の救済につきましては、種々御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、国土交通省を通じてご依頼のありました標記資料を送付いたしますので制度周知への御協力につきよろしくお願い申し上げます。

連絡先：環境省総合環境政策局  
環境保健部企画課石綿健康被害対策室  
担当：富安、福澤  
TEL：03-5521-6551（直通）  
FAX：03-5510-0122  
MAIL：ISHIWATA@env.go.jp

## 石綿健康被害救済制度の概要

○目的: 石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、石綿による健康被害の迅速な救済を図る。

○施行日: 石綿健康被害救済基金の創設  
救済給付の支給  
事業主からの費用徴収

平成18年2月10日  
平成18年3月27日  
平成19年4月1日

※制度全体について5年以内に見直し。

### 労災補償等による救済の対象とならない者に対する救済給付

#### 事業主

- ① 労災保険適用事業主等  
(約260万事業所)  
※ 労働保険徴収システムを活用
- ② 一定の要件に該当する事業主  
(特別事業主)  
追加的な費用(特別拠出金)の拠出

#### 国

- 平成17年度補正予算  
: 約388億円を交付
- 平成18年度予算  
: 約8億円を交付
- 平成19年度以降  
: 事務費の1/2を交付

#### 地方公共団体

- 国の費用負担(事務費を除く。)の1/4に相当する金額(約92億円)を10年間で拠出

平成19年度から ↓



平成19年度から ↓

### 石綿健康被害救済基金

当面の5年間: 約760億円  
平成19年度以降: 毎年度約90億円

※(独)環境再生保全機構に設置

申請・請求 ↑

認定・給付 ↓

**被害者又はこの法律の施行前に死亡した被害者のご遺族**

#### 救済給付

- 石綿による中皮腫や肺がんと認定された方(療養中の方)への給付
  - ・医療費(自己負担分)
  - ・療養手当(103,870円/月)
  - ・葬祭料(199,000円)
- この法律の施行前に死亡された方のご遺族への給付
  - ・特別遺族弔慰金(2,800,000円)・特別葬祭料(199,000円)

<申請の状況>(12月末現在)

○療養中の方 : 1,495件  
○施行前死亡者 : 2,029件  
計 : 3,524件

<認定の状況>(12月末現在)

○療養中の方: 処理件数 956件  
(内訳)認定547件、不認定102件、保留307件  
○施行前死亡者: 処理件数 1,406件  
(内訳)認定1,343件、不認定17件、保留46件